解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年七月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月五日

福岡県福岡市中央区平和三丁目二〇番一〇号
九管連厚生年金基金
代表清算人　山崎　光義

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年七月十二日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月五日

福岡県糟屋郡久山町大字山田六四七番地二
久山町上山田土地区画整理組合
代表清算人　中田　光美

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年七月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月五日

東京都港区芝公園二丁目一一番七号
東京都自動車整備厚生年金基金
代表清算人　林　徹也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年六月二十日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月五日

大阪市北区天満橋三丁目四番二八号
職業訓練法人大阪府整容職業訓練協会
清算人　都原　茂人

第六期決算公告

平成二十八年五月三十一日現在
貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	二、七一四
固定資産	五五三
資産合計	三、二六八
負債及び純資産の部	
流動負債	二、四四六
固定負債	一九一
株主資本	六二九
資本金	九〇
資本剰余金	一四七
利益剰余金	三九二
（繰越利益剰余金）	（三九二）
（うち当期純利益）	（一二九）
評価・換算差額等	△〇
負債及び純資産合計	三、二六八

平成二十八年七月二十日
静岡県浜松市中区神田町一五二二番地
株式会社鈴木組
代表取締役　村田　哲也

公益信託佐野正一記念教育振興基金第三十四期決算公告

一、事業概要
信託行為第六条に規定する事業については、奨学生四名に対し、四〇万円の奨学金を、会津高等学校に対し、八〇万円の図書購入資金を、総額一二〇万円の給付を行った。

二、財産目録（平成二十八年三月三十一日現在）

資産合計	二六、八六三、七二六円
負債合計	〇円
正味信託財産	二六、八六三、七二六円

平成二十八年八月五日
東京都中央区八重洲一丁目二番一号
公益信託エスペック地球環境研究・技術基金
代表受託者　みずほ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県取手市東二丁目八二五番地、最後の住所茨城県取手市米ノ井三四九番地
被相続人　亡　染野　繁雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日
事務所茨城県取手市取手二丁目三番七号取手センタービル五階じょうばん法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鬼沢　健士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫前郡羽幌町字三〇番地、最後の住所栃木県宇都宮市末広一丁目一番一七号
被相続人　亡　宮崎　成志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日
栃木県宇都宮市中央二丁目三番一号ラシックビル四階　大銀杏法律事務所
相続財産管理人　根本　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区小橋町乙三八番地内第三号、最後の住所東京都杉並区南荻窪四丁目二七番一〇号
被相続人　亡　逸見　美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日
事務所東京都新宿区四谷二丁目一一番九号報友ビル三〇三号東京クローバー法律事務所
相続財産管理人　弁護士　野嶋　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市上京区堀川通上立売下る西入山名町八一一番地、最後の住所神奈川県鎌倉市山ノ内一三〇番地七
被相続人　亡　藤田　基夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日
横浜市中区北仲通四丁目四〇番地商工中金横浜ビル四階
相続財産管理人　弁護士　武藤　一久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡南伊勢町古和浦五〇番地、最後の住所愛知県半田市長根町三丁目一番地一ノ草病院
被相続人　亡　堀内　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日
愛知県東海市高横須賀町一丁目一〇六番地
メゾン・ド・プリムール二〇一号といだ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　樋田　安央

第12期決算公告

平成28年8月5日
英領ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウスチャーチストリート、ユーグランドハウス、ピーオーボックス309ジーティー
Petro 21 Intertrade Company, Limited
日本における代表者　石井　嘉彦

貸借対照表の要旨　(2015年12月31日現在)　(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	44,410	流動負債	43,739
固定資産	4,262	固定負債	4,873
		負債合計	48,612
		資本金及び資本剰余金	60
		利益剰余金	0
		純資産合計	60
資産合計	48,672	負債・純資産合計	48,672

(注)　上記の金額は、アメリカ合衆国通貨で表示された貸借対照表の金額を決算時の為替相場により円換算したものである。